

あなたの「見える」をサポートします。

SEED

第66回 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております)

■ 開催場所

ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
東京都文京区湯島1丁目7番5号

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う
打切り支給の件

■ 目次

招集ご通知	2
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
提供書面	
事業報告	17
計算書類	37
監査報告	60

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面・インターネット等による事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の皆様は、新型コロナウイルス感染予防のためマスク着用をお願い申し上げます。

 **株式会社 シード**

証券コード:7743



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7743/>



株主の皆様へ



代表取締役社長

西村 昌弘

株主の皆様には、日頃より当社に対するご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

ここに、当社第66回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

現在の経済状況は、各種の制限が撤廃され、社会経済活動の全体は活発さを取り戻しておりますが、新型コロナウイルス変異株による感染の周期的な再拡大リスクや消費者の生活防衛意識の高まりによる価格競争が厳しい状況です。また、ロシアのウクライナ侵攻により、天然ガス・原油を中心とした一次産品価格が高騰し、それらに依存する電力を始めとするエネルギー価格が歴史的な高値になっております。また、金融政策の差異によって生み出される急激な円安は、消費行動の制約となる等、大変厳しい経営環境です。

新3ヶ年中期経営計画の初年度となる第66期につきましては、主力である純国産の「ワンデーピュアシリーズ」を中心に、日本国内での安定した成長を軸に、海外各国での売上拡大を図ることにより同事業規模の拡大と収益基盤の強化を図ってまいりました。

中長期的には、薬剤とコンタクトレンズの融合、スマートコンタクトレンズ事業、近視進行の抑制等の新しい分野にも積極的に経営資源を継続投下してまいります。

株主の皆様方におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。また、株主の皆様のご健康を併せてお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための当社対応について

- 運営スタッフは、検温を含めあらかじめ体調を十分確認した上で、マスクを着用し、対応させていただきます。
- 会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- 議事進行は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも時間を短縮して行う予定でおります。ご質問は事前に専用フォームからも受け付けております。
- 本株主総会の模様は、後日、株主総会ページより動画をご覧いただけます。
- 今後の状況変化に応じて、上記対応については随時変更してまいりますので、株主総会ページより最新の情報をご覧いただけますようお願い申し上げます。



ご質問専用フォーム

[https://reg18.smp.ne.jp/regist/switch/
00011K0000CA60t0Ff/soukai](https://reg18.smp.ne.jp/regist/switch/00011K0000CA60t0Ff/soukai)



株主総会ページ

[https://www.seed.co.jp/company/ir/
soukai.html](https://www.seed.co.jp/company/ir/soukai.html)

証券コード 7743
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都文京区本郷2丁目40番2号
(本社仮事務所)
東京都千代田区神田錦町2丁目11番地
三洋安田ビル
株 式 会 社 シ ー ド
代表取締役社長 浦 壁 昌 広

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」(3～4頁)をご高覧のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時(受付開始予定:午前9時)
 2. 場 所 東京都文京区湯島1丁目7番5号
ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.seed.co.jp/>)に掲載させていただきます。

I 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様ごの重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



II 株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付へご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2022年6月24日(金曜日) 午前10時



III 書面(郵送)にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2022年6月23日(木曜日) 午後6時 到着まで

議決権行使書のご記入方法
(議決権行使書用紙イメージ)

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使回数 000000000

株式会社 シード 御中

振込、2022年6月24日開催の株主総会、6月24日開会を以て（開会前及び開会当日）における会務届につき、右記「賛否」をO/E/Dで表示の上、お送りください。

2022年 6月 日

各議案につき賛否の表示をされる場合は、賛否の表示欄に「賛」「否」の表示をお願いします。

00000000

株式会社シード

〒20576000000000000100130 K1T-00000001#

インターネットと専用画面で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この印刷物の持参を必ずお願いします。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
QRコード

株式会社 シード

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

■ 賛成の場合 → “賛” を○で囲んでください。

■ 否認する場合 → “否” を○で囲んでください。

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧ください。画面の案内に従い議決権を行使してください。

▶ 行使期限：2022年6月23日(木曜日)午後6時までに入力

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

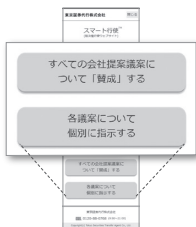
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

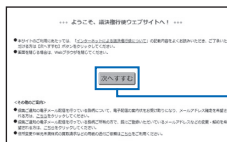
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

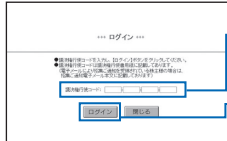
議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

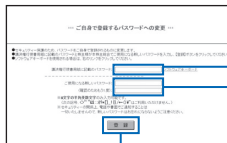
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

東京証券代行業株式会社

電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主の皆様へ適切な配当水準による配当継続を実施することを重要課題とし、経営体質強化と事業拡大のための内部留保確保等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては主に国内のコンタクトレンズ販売が前年対比で回復したことにより増収増益となりました。今後の成長戦略と上記基本方針にも掲げております株主への安定的な利益還元を継続していくこと等を総合的に勘案いたしまして、1株につき12円の配当といたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は300,400,704円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当		取締役会出席回数
1	浦壁 昌広 うらかべ まさひろ	代表取締役社長	再任	16回/16回 (100%)
2	杉山 哲也 すぎやま てつや	取締役専務執行役員 管理本部長兼経理部長	再任	16回/16回 (100%)
3	細川 均 ほそかわ ひとし	取締役常務執行役員 営業本部長	再任	16回/16回 (100%)
4	福田 猛 ふくだ たけし	取締役常務執行役員 生産技術本部長	再任	16回/16回 (100%)
5	佐藤 隆郎 さとう たかお	取締役常務執行役員 研究開発本部長兼開発部長	再任	16回/16回 (100%)
6	森 大助 もり だいすけ	取締役執行役員 営業本部副本部長	再任	10回/10回 (100%)
7	小原 之夫 おぼら ゆきお	社外取締役	再任 社外 独立	15回/16回 (94%)
8	大竹 裕子 おおたけ ゆうこ	社外取締役	再任 社外 独立	16回/16回 (100%)
9	小泉 範子 こいずみ のりこ	—	新任 社外 独立	—

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 森大助氏の取締役会出席回数につきましては、2021年6月25日取締役就任後の状況を記載しております。

候補者番号

1

うらかべ まさひろ
浦壁 昌広

再任

生年月日

1962年6月12日

所有する当社の株式数

617,800株

在任年数

13年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2000年7月 みずほコーポレートアドバイザリー㈱出向 マネージングディレクター
2009年6月 当社取締役
2009年9月 当社取締役副社長
2010年1月 当社代表取締役社長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

・一般社団法人日本コンタクトレンズ協会 会長

取締役候補者とした理由

浦壁昌広氏は、金融機関における豊富な経験・見識を生かし、2010年に代表取締役社長に就任して以来、力強いリーダーシップを発揮して当社グループ全体の経営を担い、企業価値の向上・グローバル化を推進してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

すぎやま てつや
杉山 哲也

再任

生年月日

1963年4月18日

所有する当社の株式数

3,500株

在任年数

3年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2008年1月 同行 秋田支店長
2010年10月 同行 足立支店長
2013年2月 同行 九段支店 参事役
2017年1月 当社入社 執行役員 経理部長
2018年4月 当社執行役員 管理本部 副本部長 兼 経理部長
2018年10月 当社常務執行役員 管理本部 部長 兼 経理部長
2019年6月 当社取締役常務執行役員 管理本部 部長 兼 経理部長
2021年6月 当社取締役専務執行役員 管理本部 部長 兼 経理部長（現任）

取締役候補者とした理由

杉山哲也氏は、金融機関における豊富な経験・見識を生かし、2017年より執行役員 経理部長、2021年より取締役専務執行役員 管理本部長として管理部門を統括してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ほそかわ
細川

ひとし
均

再任

生年月日

1958年9月6日

所有する当社の株式数

13,070株

在任年数

6年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 6月 当社入社
1994年 4月 (株)シード関西販売代表取締役社長
2000年10月 当社人事総務部長
2003年 4月 当社東日本営業部長
2006年 7月 当社執行役員営業本部CL営業部長
2013年 4月 当社常務執行役員営業本部長兼CL営業部長
2013年 7月 当社常務執行役員営業本部長
2016年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

細川均氏は、2013年より常務執行役員営業本部長、2016年より取締役常務執行役員営業本部長として、コンタクトレンズ事業を中心とした営業・企画部門を統括してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ふくだ
福田

たけし
猛

再任

生年月日

1969年9月5日

所有する当社の株式数

18,448株

在任年数

5年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月 当社入社
2008年 4月 当社技術本部生産部長兼技術部長
2013年 4月 当社執行役員技術本部生産部長兼技術部長
2015年10月 当社執行役員生産技術本部長兼生産部長兼技術部長
2016年 4月 当社常務執行役員生産技術本部長兼生産部長兼技術部長
2017年 6月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長兼生産部長兼技術部長
2018年 4月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長（現任）

取締役候補者とした理由

福田猛氏は、2016年より常務執行役員生産技術本部長、2018年より取締役常務執行役員生産技術本部長として、主力製品である1日使い捨てコンタクトレンズを中心とした生産・技術部門を統括してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

さとう たかお
佐藤 隆郎

再任

生年月日

1973年8月6日

所有する当社の株式数

3,400株

在任年数

4年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月 当社入社
2010年4月 当社開発部長
2014年4月 当社執行役員技術本部開発部長
2016年4月 当社執行役員研究開発本部副本部長兼開発部長
2018年4月 当社常務執行役員研究開発本部部長兼開発部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部部長兼開発部長（現任）

取締役候補者とした理由

佐藤隆郎氏は、2014年より執行役員技術本部開発部長、2018年より取締役常務執行役員研究開発本部部長として、中長期的な成長を担う研究開発部門を統括してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

もり だいすけ
森 大助

再任

社内

生年月日

1967年7月23日

所有する当社の株式数

1,600株

在任年数

1年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行
2002年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ
人事企画部調査役
2007年7月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）
営業第十七部 次長
2014年4月 (株)みずほ銀行 銀座中央支店 支店長
2017年4月 同行 新宿第二部 部長
2020年4月 同行 グローバル人事業務付 審議役
2020年10月 当社入社 執行役員営業本部副本部長
2021年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長（現任）

取締役候補者とした理由

森大助氏は、2020年10月より執行役員営業本部副本部長、2021年6月より取締役執行役員営業本部副本部長として、金融機関で培ってこられました豊富な経験と高い見識を生かし、営業・企画部門全般を統括する責任者として業務を執行してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 7

お ぼ ら ゆ き お
小原 之夫

再任

社外

独立

生年月日

1947年2月8日

所有する当社の株式数

6,800株

在任年数

7年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1969年7月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
1996年6月 同行取締役ロンドン支店長
1997年5月 同行取締役本店営業第二部長
1999年5月 同行常務取締役アセットマネジメントグループ長
2002年4月 ㈱みずほホールディングス取締役副社長
2003年3月 ㈱みずほ銀行取締役副頭取
2004年6月 ㈱みずほホールディングス監査役
㈱みずほコーポレート銀行監査役
㈱みずほフィナンシャルグループ常勤監査役
2005年6月 みずほ情報総研㈱代表取締役社長
2013年4月 MCPパートナーズ㈱アドバイザー（現任）
2014年6月 当社社外監査役
2015年6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

・MCPパートナーズ㈱アドバイザー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小原之夫氏は、長年培ってこられました会社経営者としての知識・経験等を有しており、2015年に当社の社外取締役に就任以来、経営全般に対する監督と助言をいただいております。今後も引き続き、客観的な立場から当社の経営全般に対して監督と助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年4月 尾台会計事務所入所
1999年6月 公認会計士登録
2000年7月 みずほコーポレートアドバイザー㈱入社
2006年5月 ㈱プロビタス設立 代表取締役（現任）
2006年7月 税理士登録
大竹裕子公認会計士・税理士事務所開設（現任）
2015年6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

・大竹裕子公認会計士・税理士事務所 公認会計士
・㈱プロビタス代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大竹裕子氏は、公認会計士・税理士として培ってこられました会計の専門家としての高い見識を有しており、また、会社経営者としての知識・経験等を活かし、2015年に当社の社外取締役に就任以来、経営全般に対する監督と助言をいただいております。今後も引き続き、客観的な立場から当社の経営全般に対して監督と助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 8

お お た け ゆ う こ
大竹 裕子

再任

社外

独立

生年月日

1973年8月17日

所有する当社の株式数

700株

在任年数

7年

候補者番号

9

こいずみ のりこ
小泉 範子

新任

社外

独立

生年月日

1969年7月8日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年 3月 京都府立医科大学医学部卒業
2000年 3月 京都府立医科大学大学院医学研究科修了（博士（医学））
2000年10月 ケルン大学眼科 博士研究員
2003年10月 同志社大学研究開発推進機構再生医療研究センター 助教授
2008年 4月 同志社大学生命医科学部 准教授
2010年 4月 同志社大学生命医科学部 教授（現任）
京都府立医科大学医学部 客員教授（現任）
2015年 4月 京都大学医学部 臨床教授（現任）
2018年 5月 アクチュアライズ株式会社 最高科学責任者（現任）

〔重要な兼職の状況〕

- ・同志社大学生命医科学部 教授
- ・京都府立医科大学医学部 客員教授
- ・京都大学医学部 臨床教授
- ・アクチュアライズ株式会社 最高科学責任者

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小泉範子氏は、大学教授として眼科医療と医工学の分野で高い見識と専門性を有しております。また、同志社大学発のベンチャー企業の最高科学責任者として、経営管理にも幅広い知見を有しており、その実績を経営等に活かすことにより、当社の企業価値の向上に資することを期待し、新任の取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子氏は、社外取締役候補者であります。また、小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 小泉範子氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、小原之夫氏及び大竹裕子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。また、小泉範子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。本議案でお諮りする候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

候補者

やまもと ゆういちろう
山本 雄一郎

社外

独立

生年月日

1955年12月30日

所有する社の株式数

一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1978年4月 三菱信託銀行(株)（現三菱UFJ信託銀行(株)）入行
1984年6月 シカゴ大学経営学修士号取得（米国）
2005年4月 和光大学経済経営学部非常勤講師
2007年3月 三菱UFJ信託銀行(株)退社
2007年4月 明治大学商学部専任講師
2008年4月 跡見学園女子大学マネジメント学部非常勤講師（現任）
2010年4月 明治大学商学部准教授
2012年4月 東洋学園大学大学院現代経営研究科非常勤講師
2015年4月 明治大学商学部教授（現任）

[重要な兼職の状況]

- ・明治大学商学部教授
- ・跡見学園女子大学マネジメント学部非常勤講師

補欠社外監査役候補者とした理由

山本雄一郎氏は、大学教授としての深い学識経験を有しており、客観的な立場から当社の経営全般に対して監査・監督いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本雄一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山本雄一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 山本雄一郎氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 山本雄一郎氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。山本雄一郎氏が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は役員報酬制度見直しの一環として、2022年5月23日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役および監査役に対して、これまでの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で、取締役就任時から本定時総会終結の時点までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給いたしたく存じます。

また、支給の時期はそれぞれ取締役および監査役を退任する時とさせていただき、その具体的な金額、支給の方法につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一願いたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は以下のとおりでございます。

氏名	略歴
浦壁 昌広	2009年6月 当社取締役
	2009年9月 当社取締役副社長
	2010年1月 当社代表取締役社長（現任）
杉山 哲也	2019年6月 当社取締役（現任）
細川 均	2016年6月 当社取締役（現任）
福田 猛	2017年6月 当社取締役（現任）
佐藤 隆郎	2018年6月 当社取締役（現任）
森 大助	2021年6月 当社取締役（現任）
中山 友之	2009年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

【ご参考】

取締役及び監査役のスキルマトリクス

取締役		企業経営	当社事業に関する知見	ガバナンス リスクマネジメント 法務	財務・税務 会計・金融 資本市場	M&A 経営再建	商品企画 生産・技術	化学・工学 薬学・医学	ロジス ティクス	国際経験 海外ビジネス
代表取締役社長	浦壁 昌広	●	●	●	●	●	●		●	●
取締役	杉山 哲也		●	●	●					
取締役	細川 均		●				●			
取締役	福田 猛		●				●	●		
取締役	佐藤 隆郎		●				●	●		
取締役	森 大助		●	●	●		●			
社外取締役	小原 之夫	●	●	●	●	●				●
社外取締役	大竹 裕子	●	●	●	●	●				
社外取締役	小泉 範子	●	●					●		
監査役										
常勤監査役	中山 友之		●				●		●	
社外監査役	種房 俊二	●	●	●	●	●				●
社外監査役	二瓶 ひろ子		●	●						●
社外監査役	林 龍太郎	●	●	●	●					●

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済及び日本経済は、通期に亘って新型コロナウイルス感染症の周期的拡大により経済活動が繰り返し制限を受ける等、厳しい状況で推移しました。国内においては、ワクチン接種の進行等、同感染症の拡大防止と、社会・経済活動の維持・両立を目指した各種政策の効果により、緊急事態宣言の解除後は段階的な経済活動の再開により景気回復の兆しが見られ、年明け後は今後の経済活動の持ち直しに向けた動きに期待が高まりました。しかし、感染力の強いオミクロン株の感染急拡大により、多くの地域でまん延防止等重点措置が実施されました。また、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する地政学リスクの高まりとエネルギー価格や原材料価格等の上昇は、企業卸売物価を押し上げ、消費者物価へと波及しています。日本経済の基本的脆弱性と金融政策の差異によって生み出される急激な円安は、国富の流出を招き始めており、消費行動の制約となる等、日本経済の先行きは、低位かつ不安定な状況にあります。

国内のコンタクトレンズ市場におきましても、コロナ禍における在宅勤務の定着やマスク着用によるメイク機会減少、また、中高等学校の部活動や課外活動の停滞がコンタクトレンズ全般の需要を減退させる等、厳しい市場環境は続いておりますが、2022年の卒業・入学シーズンを迎え、消費者の購入活動については回復の兆しが見られております。

海外におきましては、アジア諸国によるワクチン接種の普及、そして、欧米諸国を中心にワクチンのブースター接種の普及等により、「ウィズコロナ」の考えに根差した行動制限の緩和策が取られ、経済・社会活動は国や地域によるばらつきを伴いながらも回復しつつあります。当社が営業を展開している欧州諸国・東南アジア諸国・インド・オーストラリア等では、2021年秋口から順次コンタクトレンズの販売は回復の兆しを見せ始めております。一方、中国市場においては、年明けからのオミクロン株の感染急拡大により、「ゼロコロナ政策」の下での上海の都市封鎖等で物流機能は損なわれ、コンタクトレンズの小売り活動にも大きな支障が出てきております。

このような状況の下、当社グループは、新3ヶ年中期経営計画の初年度となる2022年3月期につきましては、主力である純国産の「ワンデーピュアシリーズ」を中心に、日本国内での安定した成長を軸に、海外各国での需要回復を図ることにより同事業規模の拡大と収益基盤の強化を図ってまいりました。当社初となるシリコンハイドロゲル素材ワンデーコンタクトレンズ「シード 1day Silfa (シルファ)」については、2021年2月から欧州の一部地域で販売を開始し、既に国内での承認を取得し、2022年夏の国内販売に向けて準備をすすめております。また、新しい流行を取り入れたカラーコンタクトレンズ「Belleme (ベルミー)」ブランドを新しく立ち上げ、2022年春の発売開始に向けてマーケティング活動を進めております。

2022年4月4日に実施された東京証券取引所の市場再編において、当社はプライム市場に移行いたしました。現時点ではプライム市場の上場維持基準項目のうち「流通株式時価総額」についてのみ、未達となっております。今後、早期のプライム市場上場維持基準の達成に向けて、企業価値を高める施策に注力しております。具体的には、市場競争力・収益力の強化を進めるとともに、信頼されるモノづくり、SDGsの推進、株主還元施策等の各種取組を進めてまいります。

また、社会の持続可能な発展に貢献することを経営の重要課題の1つと捉え、その実現に向けた行動を企業の行動指針として掲げ、会社運営の全てにわたり、環境と調和した企業活動を遂行していくことを基本とした『環境方針』を策定し、推進体制の整備および環境経営マネジメントシステムを構築したことを2022年2月に公表いたしました。2022年3月31日には株式会社日本政策投資銀行から「環境への配慮に対する取り組みが十分」であると評価され、格付を取得し、「DBJ環境格付」に基づく融資を受けました。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度の業績について、主に国内のコンタクトレンズ販売が前年対比で回復し、売上高は28,835百万円（前期比0.8%増）となりました。

利益につきましては、本社建替え計画による現本社社屋の償却年数を短縮したこと等に伴う減価償却費に加え、広告宣伝費・営業経費・人件費等が増加となったこと等により、営業利益1,177百万円（前期比1.6%減）、経常利益1,138百万円（前期比6.0%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、2021年11月に子会社の事業譲渡に関連する特別利益を計上したこと等により、1,153百万円(前期比2.1%増)となりました。

尚、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しているため、上記文章中に記載している前期比は参考値となっております。

また、2021年3月期と同様の算出方法とした場合、売上高前期比は3.4%増、販売費及び一般管理費については前期比3.2%増となります。営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益への影響はありません。第4四半期連結会計期間に計上した特別利益及び特別損失の詳細につきましては、2022年5月6日公表の「通期業績予想の修正及び特別利益・特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(コンタクトレンズ・ケア用品)

国内のコンタクトレンズにつきましては、コロナ禍においてWEB等を併用した営業活動を展開しました。同時にSNS、雑誌タイアップを通じた広告宣伝を行う等、消費者への直接の需要喚起も行いました。引き続き主力である純国産の「ワンデーピュアシリーズ」を中心とし、特に市場の伸長が最も見込まれる遠近両用コンタクトレンズ及びオルソケラトロロジーレンズ等の高付加価値商品の拡販に注力してまいりました。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響によりサークル・カラーコンタクトレンズの伸びは鈍いものの、高付加価値の遠近両用レンズは需要増により前期比9.9%増、オルソケラトロロジーレンズにつきましては、同感染症拡大の状況下においても市場が着実な進展を示し、前期比32.4%増と大きく伸長いたしました。オルソケラトロロジーレンズについては、製品開発に迅速に対応できる体制を構築することを目的として、同レンズの製造販売業者であり、100%出資子会社である株式会社ユニバーサルビューを2022年3月31日に吸収合併いたしました。

ケア用品につきましては、オルソケラトロロジーレンズ関連のケア用品は増加したものの、コンタクトレンズの使用機会が減少した影響を受け、前期を下回る結果となりました。

海外へのコンタクトレンズ輸出等につきましては、感染症の影響により欧州諸国・東南アジア諸国・台湾・インド等の市場が引き続き厳しい状況で推移している一方、中国市場はいち早い景気回復を示しました。

その結果、セグメント全体の売上高は28,602百万円（前期 28,089百万円）、営業利益2,275百万円（前期 2,186百万円）となりました。

(眼鏡)

眼鏡につきましては、主力フレームの「ビビッドムーン」や「プラスミックス」を中心として、主に既存在庫の圧縮とアフターサービスの営業活動を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により市場の低迷は続き、売上高は145百万円（前期 391百万円）、営業損失は88百万円（前期営業損失36百万円）となりました。

なお、眼鏡事業につきましては、2022年3月31日をもちまして同事業から撤退いたしました。連結子会社である株式会社シードアイサービスの一部店舗における眼鏡の小売り事業は継続しております。

(その他)

その他につきましては、眼内レンズの売上が減少した結果、売上高は87百万円（前期 137百万円）、営業損失は10百万円（前期営業損失13百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度で実施した設備投資の総額は2,632百万円であり、その主なものは、コンタクトレンズ・ケア用品事業に係る鴻巣研究所3号棟の製造設備の導入等によるもので

あります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金1,042百万円、短期借入金1,300百万円の調達を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社の連結子会社である(株)シードアイサービスの小売店舗を2021年11月1日に事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2021年12月3日を効力発生日として、上海実瞳光学科技有限公司を吸収合併存続会社、実瞳（上海）商貿有限公司を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。また、2022年1月1日を効力発生日として、(株)シードアイサービスを吸収合併存続会社、(株)アイススペースを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。加えて、2022年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、(株)ユニバーサルビューを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度中に、当社は関連会社であった(株)ユニバーサルビューの株式を追加取得したことにより、議決権比率を36.2%から100%としております。なお、(株)ユニバーサルビューは、当連結会計年度中に当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (2019年3月期)	第 64 期 (2020年 3月期)	第 65 期 (2021年 3月期)	第 66 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	29,489	31,792	28,617	28,835
経 常 利 益 (百万円)	1,840	1,691	1,211	1,138
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	963	252	1,129	1,153
1株当たり当期純利益 (円)	38.50	10.10	45.13	46.09
総 資 産 (百万円)	40,169	41,591	41,261	41,785
純 資 産 (百万円)	10,999	10,763	11,654	12,532
1株当たり純資産額 (円)	429.68	424.48	459.07	489.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第63期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
3. 第66期の業績につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株)シードアイサービス	10百万円	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
上海実瞳光学科技有限公司 (中国)	20,000,000人民元	60%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD. (シンガポール)	1,050,000SG\$	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD. (台湾)	28,000,000NT\$	100%	コンタクトレンズ、眼鏡等の販売
SEED Contact Lens Europe GmbH (ドイツ)	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの販売
Contact Lens Precision Laboratories Ltd. (イギリス)	111 £	100%	コンタクトレンズの製造販売
Ultravision International Ltd. (イギリス)	450,000 £	100% (100%)	コンタクトレンズの製造販売
Woehlk Contactlinsen GmbH (ドイツ)	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの製造販売
Woehlk-Contact-Linsen Vertriebs GmbH (オーストリア)	35,000EUR	100% (100%)	コンタクトレンズの販売
Sensimed SA (スイス)	375.000CHF	80%	医療機器の開発、製造及び販売

- (注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合を内数で示しております。
 2. 当連結会計年度において、上海実瞳光学科技有限公司を吸収合併存続会社とする吸収合併を実施しており、実瞳（上海）商貿有限公司は消滅しております。
 3. 当連結会計年度において、(株)シードアイサービスを吸収合併存続会社とする吸収合併を実施しており、(株)アイスペースは消滅しております。
 4. 当連結会計年度において、SEED INTERNATIONAL LTD.は清算手続きが完了し、消滅しております。

(4) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、新型コロナウイルスの変異株による感染の再拡大リスクや消費者の生活防衛意識の高まりによる価格競争の一層の激化に加え、ロシアのウクライナ侵攻等を受け、原油を中心とした一次産品価格上昇の動向や、エネルギー価格の高止まり、円安の進行が、日本全体の購買力を弱め、経済活動や個人消費に影響を及ぼしており、景気は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。通年での円相場が130円を超える場合は、一段のコストアップ要因となることが懸念されます。

国内のコンタクトレンズ市場につきましては、在宅勤務の定着等により、需要の低迷が続くことに加え、各種コストの上昇に基づく消費者の購買力の低下が予想され、厳しい市場環境が継続するものと認識しております。海外市場におきましても、最大の中国市場の活動が大きく停滞し、地域によっては感染再拡大の懸念もあります。本格的な、経済活動の再活性化には時間を要するものと思われまます。しかしながら、近視率の増加により人口減を上回るコンタクトレンズユーザーが創出され、また、遠近両用コンタクトレンズ、オルソケラトロジーレンズ等の高付加価値商品は継続的に成長するため、感染者数の減少に伴い経済活動制限が緩和されることで、緩やかながら回復基調に向かうことが期待されまます。

2023年3月期につきましては、中期経営計画を踏まえつつも外部環境に応じた臨機応変な経営を行ってまいります。2022年4月から、製造原価低減等の企業努力では吸収しえない製造原価の増加や、円安による輸入原価の高騰を吸収すべく、使い捨てコンタクトレンズ商品の大部分での値上げをお客様に順次お願いしております。概ね2022年6月から7月には新価格が適用されると想定しており、これによる採算の改善が段階的に図れると考えておりますが、2023年3月期中においては原価の上昇が先ずる為、値上げによる改善効果との間にはタイムラグが発生しまます。

商品戦略としては、引き続き主力の「ワンデーピュアシリーズ」を中心として、品質力の高さやきめ細かな製品ラインナップのアピールに努めるとともに、当社初となる自社オリジナルのシリコーンハイドロゲル素材ワンデーコンタクトレンズ「シード 1day Silfa (シルファ)」や、市場の伸長が最も見込まれる遠近両用コンタクトレンズ及びオルソケラトロジー等の高付加価値商品の拡販に注力してまいります。サークル・カラーコンタクトレンズにおいては、2022年4月に発売したライフスタイルやトレンドに合わせて“なりたいたしを選べる”ブランドとして手に取りやすい全5色のブラウン系レンズをラインナップした「Belleme (ベルミー)」の発売により、低迷した市場環境下における需要創設を目指してまいります。また、将来への投資として、スマートコンタクトレンズ事業等の新しい分野にも積極的に経営資源を投下してまいります。海外事業においては、各国の法令や認証制度に対応しながら既存進出地域の売上拡大と新規販売品目の拡大に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、コンタクトレンズの研究開発及び製造販売とコンタクトレンズケア用品、眼鏡、その他商品の販売を主たる業務としております。

事業内容と主要品目は以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
コンタクトレンズ・ケア用品事業	
コ ン タ ク ト レ ン ズ	ハード、ソフトタイプのコンベンショナル（従来型）レンズ、 ディスポーザブル（使い捨て）レンズ、オルソケラトロジーレンズ、 その他
コンタクトレンズケア用品	洗浄液、保存液、酵素洗浄液、化学消毒液、保存ケース、その他
眼鏡事業	眼鏡フレーム、眼鏡備品、その他
その他	眼内レンズ、その他

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都文京区本郷2丁目40番2号
シード第2ビル 東京都文京区本郷2丁目27番13号
鴻巣研究所 埼玉県鴻巣市袋1030番地7
営業所 東京、札幌、仙台、名古屋、関西、岡山、広島、福岡

② 子会社の状況

「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンタクトレンズ・ケア用品事業	910 (244) 名	△5 (△71) 名
眼鏡事業	13 (2) 名	△1 (―) 名
その他	7 (1) 名	― (△3) 名
全社 (共通)	55 (1) 名	3 (―) 名
合計	985 (248) 名	△3 (△74) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
750 (200) 名	12 (△20) 名	35.2歳	11.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	3,813百万円
(株)みずほ銀行	3,205百万円
(株)日本政策投資銀行	2,411百万円
(株)三菱UFJ銀行	1,611百万円
三井住友信託銀行(株)	1,493百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 79,272,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 25,033,422株 |
| ③ 株主数 | 25,285名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社SMBC信託銀行	5,447千株	21.8%
みずほ信託銀行株式会社	4,319千株	17.3%
野村信託銀行株式会社	3,605千株	14.4%
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)	1,396千株	5.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,147千株	4.6%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,072千株	4.3%
浦壁 昌広	617千株	2.5%
井上 忠	257千株	1.0%
シード社員持株会	234千株	0.9%
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	156千株	0.6%

(注) 株式会社SMBC信託銀行、みずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社の所有株式数については、委託者である新井隆二氏が議決権の指図権を留保しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ 現に発行している新株予約権 (その他新株予約権の状況)
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦 壁 昌 広	一般社団法人日本コンタクトレンズ協会 会長
取 締 役	杉 山 哲 也	管理本部長兼経理部長
取 締 役	細 川 均	営業本部長
取 締 役	福 田 猛	生産技術本部長
取 締 役	佐 藤 隆 郎	研究開発本部長兼開発部長
取 締 役	森 大 助	営業本部副本部長
取 締 役	小 原 之 夫	MCPパートナーズ(株)アドバイザー
取 締 役	大 竹 裕 子	大竹裕子公認会計士・税理士事務所 公認会計士 (株)プロビタス代表取締役
常 勤 監 査 役	中 山 友 之	
監 査 役	種 房 俊 二	
監 査 役	二 瓶 ひ ろ 子	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律 事務所 カウンセル弁護士 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員
監 査 役	林 龍 太 郎	学校法人獨協学園 学園本部内部監査室長

- (注) 1. 取締役小原之夫氏及び大竹裕子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役種房俊二氏、二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役大竹裕子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役二瓶ひろ子氏は、弁護士の資格を有しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は国内海外子会社を含む取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は、役員等賠償責任保険の保険料の10%にあたる額を負担しております。当該保険契約により被保険者の役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定しており、基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金、及び株式取得目的報酬で構成されています。なお、業績連動報酬は、企業業績及び各担当業務の貢献度と連動し、年度毎に支給額を決定します。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

各取締役の報酬額は、株主総会（1988年6月29日）で決定された報酬枠（報酬限度額150百万円以内）の範囲内で、役位や在職期間における会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。なお、決定当時の取締役は11名であります。監査役の報酬額は、株主総会（2021年6月25日）で決定された報酬枠（報酬限度額30百万円以内）の範囲内で、監査役の協議で決定した基準に従って算定しております。なお、決定当時の監査役は3名であります。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会にて決定しております。なお、2018年6月27日の取締役会にて役員報酬制度の改定、2021年6月25日の取締役会にて2021年度の役員報酬額について審議を行っております。

c. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金、及び株式取得目的報酬で構成されており、基本報酬と業績連動報酬の割合は50%ずつに設定し、その他株式取得目的報酬を上乗せして構成されております。役位毎の業績連動報酬は標準を基本報酬と同額とし、業績評価と連動し、代表取締役は50%～150%、代表取締役以外の取締役は60%～140%のレンジで変動するものとしております。なお、社外取締役及び監査役は、独立した立場で責務を果たすことができるようにするため、基本報酬のみとしております。

d. 業績連動報酬に係る指標

業績連動報酬は、企業業績並びに各取締役の貢献度と連動して決定しており、指標として売上高・営業利益・ROE・EBITDAの当初計画に対する達成度を用いております。当該指標を選択した理由は、当該指標が会社業績及び財務バランスを測る指標として一般的且つ適切と考えられるためです。また、代表取締役以外の取締役については、各担当部門の計画に対する達成度も反映して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	株式取得目的 報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	67 (8)	36 (8)	22 (-)	8 (-)	-	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (11)	21 (11)	-	-	-	4 (3)
合計 (うち社外役員)	88 (19)	57 (19)	22 (-)	8 (-)	-	12 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、当該報酬の当事業年度における費用計上額です。
3. 株式取得目的報酬は、2020年6月25日開催の取締役会において、一時不支給とすることを決議していましたが、2021年6月25日開催の取締役会において、支給を再開することを決議しております。
4. 取締役会は、代表取締役 浦壁昌広に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
5. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小原之夫氏は、MCPパートナーズ(株)のアドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大竹裕子氏は、大竹裕子公認会計士・税理士事務所の公認会計士、(株)プロビタスの代表取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役二瓶ひろ子氏は、外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所のカウンセル弁護士、インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林龍太郎氏は、学校法人獨協学園 学園本部内部監査室長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 原 之 夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回出席し、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
取 締 役	大 竹 裕 子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、また、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
監 査 役	種 房 俊 二	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回出席、監査役会15回のうち13回に出席し、会社経営者としての長年の経験と見識からの発言を行っております。
監 査 役	二 瓶 ひ ろ 子	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	林 龍 太 郎	2021年6月25日監査役就任以降に当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会10回の全てに出席し、学校法人監査室長としての経験と見識から、中立的・客観的な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたPwCあらた有限責任監査法人は、2021年6月25日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司（中国）、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.（台湾）、SEED Contact Lens Europe GmbH（ドイツ）、Contact Lens Precision Laboratories Ltd.（イギリス）、Ultravision International Ltd.（イギリス）、Woehlk Contactlinsen GmbH（ドイツ）、Woehlk-Contact-Linsen Vertriebs GmbH（オーストリア）、Sensimed SA（スイス）は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める解任事由に該当すると監査役会が判断した場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及びその運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。

【運用状況】

「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、この基準を満たした社外取締役を選任することとしております。前期は社外取締役の選任はありませんでした。

- ②当社は、取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「シードグループ行動規範」を制定し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。

【運用状況】

シードの使命、経営理念及び行動規範で構成される企業ビジョン等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に見覧できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っております。

- ③コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長とし、必要に応じて専門家（弁護士）も加えたコンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を法務室の社内弁護士と経営から独立している常勤監査役とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

【運用状況】

コンプライアンス委員会を5回開催しております。通報者保護に関しては、コンプライアンス管理規程に明記する等、適切な運用を行っております。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス基本方針を策定し、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的実施しております。

- ④監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

【運用状況】

取締役会、必要に応じ経営会議及び各種委員会等に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしております。

- ⑤内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。

【運用状況】

監査部は、毎期、内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

【運用状況】

上記に係る文書等は、文書管理規程に基づき保存年限や所管部署等を定め適切に管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、それぞれの所管部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取り組む。
- ②新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、経営企画部が窓口となり、速やかに対応を行う。

【運用状況】

リスク管理と情報セキュリティの維持に関し、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的にリスク・セキュリティ管理委員会を5回開催しており、適切に管理されております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を開催（適宜）し、代表取締役社長、常勤監査役、取締役・担当部長・担当部署等が出席し議論を行う。

【運用状況】

当事業年度は、取締役会を定例、臨時を合わせて16回開催しております。また、経営会議につきましても、経営会議規程に基づき、適宜適切に開催しております。

- ②会社の各部門の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、各部部长は代表取締役社長及び担当取締役出席の下、毎月1回レビューを開催する。

【運用状況】

レビューにつきましては、毎月開催され、その内容に応じ、経営会議や取締役会に協議または報告がされており、多面的な検討を実施することで、目標の進捗確認と達成に向けて適切に管理を実施しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社管理強化のための担当部門（関係会社管理部・海外事業本部）を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行う。それぞれの担当部門長は、必要に応じて、会議の開催、関連資料等の提出を担当者に求める。
 - ・月一回開催する国内子会社の取締役会には、代表取締役社長が参加することを求める。
 - ・月一回開催する海外子会社とのレビューには、代表取締役社長が参加することを求める。

【運用状況】

経営理念や企業ビジョンならびに行動規範等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に閲覧できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っており、また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的実施しております。

また、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューには、代表取締役社長が参加し適切に運用がされております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体におけるリスクの管理と情報セキュリティの維持に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク・セキュリティ管理委員会規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクマネジメント推進のためリスク・セキュリティ管理委員会を開催し、リスクを網羅的・統括的に管理する。

【運用状況】

3. ①、②と同様

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、国内、海外における関係会社管理規程を制定し、子会社に関する業務の円滑化を図り、育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすよう、適切な指導を行う。
- ・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。

【運用状況】

上記①と同様

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「株式会社シード役職員行動指針」を子会社に対しても適用し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- ・当社は、子会社に対し、内部監査規程及び国内、海外における関係会社管理規程に基づき、業務監査を実施することとし、監査は監査部が実施するほか、必要と認めたときは会社の監査役も実施する。

【運用状況】

1. ②及び5. ①と同様

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助する担当者を置くこととする。また、必要に応じて各部門より業務補助のための補助者を監査役と人事教育部長と協議のうえ任命することができるとする。

【運用状況】

監査役の職務を補助する担当者や必要に応じ任命された補助者にて業務補助にあたり、監査役会の指揮に基づき適切に運営されております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。

【運用状況】

上記のとおり適切に運営されております。

8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、その補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。
- ・常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に報告を求めるものとする。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また監査役の業務を補助する担当者や監査部、その他必要に応じた各部門との打合せ等で、必要な報告を実施しております。

②子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役へ報告する。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また、常勤監査役は、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューに参加し、質疑応答を実施することで、必要な報告を受けております。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

1. ③を徹底しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。

なお、当事業年度においては、当該費用処理等は発生しておりません。

12. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

【運用状況】

上記方針を徹底しており、監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見や情報交換のための会合を適切に実施しております。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・ 当社のコンプライアンスマニュアルにおいて『反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。』旨の定めがあり、これを全社員及び子会社に対し周知徹底を図っております。

なお、コンプライアンスマニュアルの制定及び改訂に関しては、コンプライアンス委員会において協議・承認されるものとする。

【運用状況】

新規取引先との契約締結に際しましては、反社会的勢力の排除に関する覚書を交わし、反社会的勢力対応規程に基づき、入念な審査を行った後、取引を開始しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,328	流 動 負 債	16,406
現金及び預金	3,877	支払手形及び買掛金	586
受取手形及び売掛金	4,455	短期借入金	11,503
商品及び製品	6,006	リース債務	1,075
仕掛品	444	未払金	1,963
原材料及び貯蔵品	1,097	未払費用	245
前渡金	156	資産除去債務	41
未収入金	1,014	未払法人税等	297
その他	377	未払消費税等	162
貸倒引当金	△100	賞与引当金	341
固 定 資 産	24,457	設備関係支払手形	52
有形固定資産	20,395	製品保証引当金	45
建物及び構築物	10,435	その他	90
機械装置及び運搬具	1,145	固 定 負 債	12,847
土地	4,498	長期借入金	6,736
リース資産	3,449	リース債務	2,726
建設仮勘定	201	退職給付に係る負債	3,157
その他	665	役員退職慰労引当金	119
無形固定資産	1,869	資産除去債務	39
のれん	845	繰延税金負債	62
その他	1,024	その他	5
投資その他の資産	2,191	負債合計	29,253
投資有価証券	741	純 資 産 の 部	
長期貸付金	45	株 主 資 本	12,031
固定化営業債権	342	資本金	1,841
長期前払費用	3	資本剰余金	3,103
敷金	263	利益剰余金	7,086
差入保証金	79	自己株式	△0
繰延税金資産	1,072	その他の包括利益累計額	225
その他	21	その他有価証券評価差額金	230
貸倒引当金	△378	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	41,785	為替換算調整勘定	83
		退職給付に係る調整累計額	△89
		非支配株主持分	275
		純資産合計	12,532
		負債純資産合計	41,785

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,835
売上原価	16,824
売上総利益	12,010
販売費及び一般管理費	10,833
営業利益	1,177
営業外収益	
受取利息	1
受取当金	9
受取貸料	24
受取保険金	11
為替差益	51
助成金収入	38
その他	44
営業外費用	30
支払利息	172
災害損害	10
その他	23
経常利益	43
特別利益	249
投資有価証券売却益	131
その他	337
特別損失	0
投資有価証券評価損	66
関係会社株主への支払補償	50
その他	15
税金等調整前当期純利益	23
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等調整額	160
当期純利益	1,447
非支配株主に帰属する当期純利益	255
親会社株主に帰属する当期純利益	1,192
	38
	1,153

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで ）

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,841	2,995	6,352	-	11,189
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△300		△300
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,153		1,153
連 結 範 囲 の 変 動		87	△119		△32
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結子会社株式の増資による 持 分 の 増 減		20			20
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	-	107	733	△0	841
当 期 末 残 高	1,841	3,103	7,086	△0	12,031

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	294	28	△45	24	302	162	11,654
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△300
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,153
連 結 範 囲 の 変 動							△32
自 己 株 式 の 取 得							△0
連結子会社株式の増資による 持 分 の 増 減							20
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純額)	△63	△27	128	△114	△76	112	35
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△63	△27	128	△114	△76	112	877
当 期 末 残 高	230	0	83	△89	225	275	12,532

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

10社

(株)シードアイサービス

上海実瞳光学科技有限公司 (中国)

SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD. (シンガポール)

SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.(台湾)

SEED Contact Lens Europe GmbH(ドイツ)

Contact Lens Precision Laboratories Ltd.(イギリス)

Ultravision International Ltd. (イギリス)

Woehlk Contactlinsen GmbH(ドイツ)

Woehlk-Contact-Linsen Vertriebs GmbH(オーストリア)

Sensimed SA (スイス)

なお、当連結会計年度において、(株)シードアイサービスを存続会社とする吸収合併を実施しており、(株)アイスペースは消滅しております。また、上海実瞳光学科技有限公司を存続会社とする吸収合併を実施しており、実瞳（上海）商貿有限公司は消滅しております。

なお、当連結会計年度において、SEED INTERNATIONAL LTD.は清算手続きが完了し、消滅しております。

非連結子会社の状況

非連結子会社の数

非連結子会社の名称

5社

SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD. (マレーシア)

横浜近視予防研究所(株)

SEED CONTACT LENS (ANZ) PTY LTD.(オーストラリア)

SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム)

上海実瞳商務咨询有限公司 (中国)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社の数

該当ありません。

なお、当連結会計年度において当社を存続会社とする吸収合併を実施しており、(株)ユニバーサルビューは消滅しております。

持分法を適用していない
非連結子会社の数
持分法を適用していない
非連結子会社の名称

5社

SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD. (マレーシア)
横浜近視予防研究所(株)
SEED CONTACT LENS (ANZ) PTY LTD.(オーストラリア)
SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム)
上海実瞳商務咨询有限公司 (中国)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.他、海外子会社6社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品、原材料、貯蔵品

主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	2～17年
その他	2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 製品保証引当金

販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により投分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡しにおいて、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

⑥外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	6,006百万円
売上原価に含まれる評価損	141

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。商品及び製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績を基礎に商品の使用期限内での販売可能性を検討したうえで、現時点において販売が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げしております。

当連結会計年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損141百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来販売費及び一般管理費に計上していた売上リポート等の顧客に支払われる変動対価を取引価格から除く方法に変更し、売上高が減少しておりますが、営業損益以下の各段階損益には影響ありません。売上リポート等の顧客に支払われる変動対価の額については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は745百万円減少したものの、販売費及び一般管理費が745百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金362百万円(1年内返済予定の長期借入金を含む)、短期借入金800百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	2,652	(2,466)	百万円
機械装置及び運搬具	2	(2)	
土地	1,713	(996)	
有形固定資産その他	1	(0)	
合計	4,369	(3,465)	

() 内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

(2) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりです。

受取手形及び売掛金 4,451百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 19,711百万円

なお、上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項 普通株式 25,033,422株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

2021年6月25日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	300百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	12円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月28日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2022年6月24日開催予定の第66回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	300百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	12円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社（グループ）は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入により資金調達を行っております。

受取手形及び売掛金に係る得意先の信用リスクは、与信管理規定に従い債権管理を行うこととし、毎月1回債権管理会議を行い貸倒れのリスク低減に取り組んでおります。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金として短期借入金、設備投資資金として長期借入金により調達しております。

デリバティブは仕入商品の為替変動リスクを回避するため、為替予約を設定しており、支払いキャッシュ・フローの固定化をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券※1 その他有価証券	538百万円	538百万円	－百万円
資 産 計	538	538	－
②長期借入金	6,736	6,748	12
③リース債務（固定）	2,726	2,871	144
負 債 計	9,462	9,619	156
④デリバティブ取引※2	1	1	－

※ 1. 市場価格のない株式等は①投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度
非上場株式	202百万円

※ 2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で示しております。

※ 3. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「長期貸付金」、「固定化営業債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「リース債務（流動）」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「設備関係支払手形」については、現金であること及び短期間で決済されるため帳簿価額が時価に近似するものであること、連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似することから記載を省略しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

② 長期借入金、③ リース債務（固定）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 株式	538百万円	－ 百万円	－ 百万円	538百万円
デリバティブ取引 通貨関連	－	1	－	1
資 産 計	538	1	－	539

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－ 百万円	6,748百万円	－ 百万円	6,748百万円
リース債務	－	2,871	－	2,871
負債計	－	9,619	－	9,619

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 企業結合に関する注記

1. 事業分離

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

H O Y A(株)

②分離した事業の内容

(株)シードアイサービスのコンタクトレンズ・ケア用品事業

③事業分離を行った理由

当社の連結子会社である(株)シードアイサービスは、コンタクトレンズの小売事業を展開し、当社グループの業容拡大と自社製品の拡販に貢献してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により時短営業を余儀なくされる等、小売事業の先行きが不透明な状況の下、当社グループの経営資源の製造部門への集中を目的とし、一部店舗をH O Y A(株)に事業譲渡することといたしました。

④事業分離日

2021年11月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

337百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内容

流動資産 9百万円

固定資産 5

資産合計 15

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

コンタクトレンズ・ケア用品事業セグメント

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額	
売上高	196百万円
営業利益	9

2. 共通支配下の取引等

・ 当社グループは2021年12月3日付にて、当社の連結子会社である上海実瞳光学科技有限公司を吸収合併存続会社、同じく当社の連結子会社である実瞳（上海）商貿有限公司を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業内容

吸収合併存続会社	
名称	上海実瞳光学科技有限公司
事業内容	コンタクトレンズ等の販売事業

吸収合併消滅会社	
名称	実瞳（上海）商貿有限公司
事業内容	コンタクトレンズ等の販売事業

②企業結合日

2021年12月3日

③企業結合の法的形式

上海実瞳光学科技有限公司を吸収合併存続会社、実瞳（上海）商貿有限公司を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

上海実瞳光学科技有限公司

⑤その他の取引の概要に関する事項

本合併により中国市場におけるコンタクトレンズの販売力強化を実現し、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

・ 当社グループは2022年1月1日付にて、当社の連結子会社である(株)シードアイサービスを吸収合併存続会社、同じく当社の連結子会社である(株)アイススペースを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業内容

吸収合併存続会社	
名称	(株)シードアイサービス
事業内容	主としてコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の小売事業

吸収合併消滅会社	
名称	(株)アイススペース
事業内容	主としてコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の小売事業

②企業結合日

2022年1月1日

③企業結合の法的形式

(株)シードアイサービスを吸収合併存続会社、(株)アイススペースを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

(株)シードアイサービス

⑤その他の取引の概要に関する事項

本合併により(株)シードアイサービスと(株)アイススペースの業務効率の向上と管理負担軽減を実現し、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

・ 当社グループは2022年3月31日付にて、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である(株)ユニバーサルビューを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業内容

吸収合併存続会社

名称 (株)シード

事業内容 コンタクトレンズの製造販売、ケア用品、眼鏡等の販売

吸収合併消滅会社

名称 (株)ユニバーサルビュー

事業内容 オルソケラトロジーレンズの製造販売

②企業結合日

2022年3月31日

③企業結合の法的形式

(株)シードを吸収合併存続会社、(株)ユニバーサルビューを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

(株)シード

⑤その他の取引の概要に関する事項

本合併によりオルソケラトロジーレンズ事業についての重複業務の集約による効率化の実現により、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる利益を分解した情報

顧客との契約から生じる利益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	コンタクトレンズ・ ケア用品	眼鏡	その他	
一時点で移転される財	28,585	145	87	28,818
顧客との契約から生じる収益	28,585	145	87	28,818
その他の収益	16	－	－	16
外部顧客への売上	28,602	145	87	28,835

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

コンタクトレンズ・ケア用品事業における製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート（以下、達成リベート）等を付けて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から達成リベート等の見積りを控除した金額で算定しております。達成リベート等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識されていた収益のうち、期首現在の契約負債はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 489円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円09銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関する会計上の見積りについて)

前連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期等について、感染の影響は少なくとも2021年度一杯まで継続すると仮定しておりました。コンタクトレンズ事業においては一定の回復が見られておりますが、事業環境は引き続き不透明な状況が続いております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は2022年度以降、少しずつ回復するものと仮定しております。また、上記に加えロシアのウクライナ進行に端を発する急速なエネルギー価格の上昇や円安の進行についても解消の目途が立っておらず、2022年度一杯は継続していくと仮定しております。このような仮定に基づいて棚卸資産の評価等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症拡大等による影響は不確定要素が多く、その後の感染拡大による営業活動の停滞やさらなるエネルギー価格の上昇、円安の進行などにより、将来の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,532	流動負債	16,042
現金及び預金	2,349	支払手形	268
受取手形	409	買掛金	333
売掛金	4,455	短期借入金	9,220
商品及び製品	5,195	1年内返済予定長期借入金	2,261
仕掛品	259	リース債務	1,071
原材料及び貯蔵品	1,033	未払金	1,807
前渡金	155	未払費用	246
前払費用	142	未払法人税等	200
未収入金	781	資産除去債務	41
その他	44	設備関係支払手形	52
貸倒引当金	△294	賞与引当金	326
固定資産	25,338	製品保証引当金	45
有形固定資産	19,527	その他	166
建物	9,859	固定負債	11,591
構築物	187	長期借入金	6,712
機械装置	925	リース債務	2,724
車両運搬具	5	退職給付引当金	1,990
工具器具及び備品	504	役員退職慰労引当金	119
土地	4,425	資産除去債務	39
リース資産	3,443	その他	5
建設仮勘定	175	負債合計	27,633
その他	0	純資産の部	
無形固定資産	1,333	株主資本	12,015
のれん	404	資本金	1,841
その他	928	資本剰余金	3,109
投資その他の資産	4,477	資本準備金	2,474
投資有価証券	460	その他資本剰余金	635
関係会社株式	2,358	利益剰余金	7,064
長期貸付金	9	利益準備金	120
関係会社長期貸付金	629	その他利益剰余金	6,943
固定化営業債権	205	固定資産圧縮積立金	228
繰延税金資産	779	別途積立金	1,000
その他	307	繰越利益剰余金	5,715
貸倒引当金	△274	自己株式	△0
資産合計	39,870	評価・換算差額等	222
		その他有価証券評価差額金	221
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	12,237
		負債純資産合計	39,870

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	26,127
売上原価	15,578
売上総利益	10,549
販売費及び一般管理費	8,866
営業利益	1,682
受取利息及び配当金	15
為替差益	35
受取賃貸料	30
受取保険金	11
助成金収入	30
売電収入	44
その他	28
営業外費用	197
支払利息	168
災害損失	10
売電費用	23
その他	22
経常利益	224
特別利益	1,654
投資有価証券売却益	131
貸倒引当金戻入額	51
抱合せ株式消滅差益	87
特別損失	270
固定資産除却損	4
投資有価証券評価損	66
子会社株式評価損	94
支払補償金	45
抱合せ株式消滅差損	112
税引前当期純利益	323
法人税、住民税及び事業税	1,601
法人税等調整額	319
当期純利益	94
	△225
	1,507

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
					固定資産 圧縮 積立金	別 積立金	途 金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,841	2,474	635	3,109	120	228	1,000	4,508		5,857
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当								△300		△300
当 期 純 利 益								1,507		1,507
自己株式の取得										
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	-	1,206		1,206
当 期 末 残 高	1,841	2,474	635	3,109	120	228	1,000	5,715		7,064

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	-	10,808	296	28	324	11,133
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△300				△300
当 期 純 利 益		1,507				1,507
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△74	△27	△102	△102
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,206	△74	△27	△102	1,103
当 期 末 残 高	△0	12,015	221	0	222	12,237

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- | | |
|---|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
市場価格のあるもの
市場価格のないもの | 移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法 |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ | 時価法 |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、仕掛品
商品、原材料、貯蔵品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）
リース資産 | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| (5) 引当金の計上基準
貸倒引当金
賞与引当金
製品保証引当金
退職給付引当金
役員退職慰労引当金 | 売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。
販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込額を計上しております。
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡時において、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。
ヘッジ方針	外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来販売費及び一般管理費に計上していた売上リベート等の顧客に支払われる変動対価を取引価格から除く方法に変更し、売上高が減少しておりますが、営業損益以下の各段階損益には影響ありません。売上リベート等の顧客に支払われる変動対価の額については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は745百万円減少したものの、販売費及び一般管理費が745百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	5,195百万円
売上原価に含まれる評価損	141

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。商品及び製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績を基礎に商品の使用期限内での販売可能性を検討したうえで、現時点において販売が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げしております。

当事業年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損141百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社に対する債権の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社に対する債権合計額	1,999百万円
上記に対する貸倒引当金	360

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当事業年度末において財務内容が悪化している関係会社に対する債権1,078百万円に対して、上記方法に基づく貸倒引当金360百万円を計上しております。

当該見積りは、関係会社の期末日時点の財務内容を基に将来の事業計画を勘案しているため、景気動向や将来の経済環境の変動などによって見積りと実績が乖離した場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の追加計上が必要になる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金362百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）、短期借入金800百万円の担保に供しております。

建物	2,587	(2,445)	百万円
構築物	64	(20)	
機械装置	2	(2)	
車両運搬具	0	(0)	
工具器具及び備品	1	(0)	
土地	1,713	(996)	
合計	4,369	(3,465)	

() 内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,985百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,370百万円
短期金銭債務	26百万円

(4) 関係会社に対する債務保証は次のとおりであります。	
短期借入金 (SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD. (台湾))	47百万円
仕入債務 (株)シードアイサービス)	0百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,443百万円
仕入高	359百万円
販売費及び一般管理費	580百万円
営業取引以外の取引高	69百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	30株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	100百万円
貸倒引当金	174
製品保証引当金	14
未払費用	59
未払事業税	16
棚卸資産評価損	184
退職給付引当金	609
投資有価証券	20
役員退職慰労引当金	36
資産除去債務	24
関係会社株式	590
繰越欠損金	126
その他	48
小計	2,004
評価性引当額	△822
合計	1,182

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△99
繰延ヘッジ損益	△0
無形資産	△175
関係会社株式	△26
固定資産圧縮積立金	△101
合計	△402
繰延税金資産の純額	779

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	上海実瞳光学科技 有限公司	所有 直接60 (-)	当社製商品の販売	当社製商品の販売 (注) 1	932	売掛金	568
			業務委託契約の締結	業務委託料の支払 (注) 2	35	未収入金	5
			出向者の派遣	出向料の受け取り (注) 3	26	未収入金	4
	SEED Contact Lens Europe GmbH	所有 直接100 (-)	当社製商品の販売	当社製商品の販売 (注) 1	95	売掛金	172
			補償金の支払	補償金の支払 (注) 4	22	未払金	-
			資金の貸付	資金の貸付 (注) 5	-	関係会社 長期貸付金	109

- (注) 1. 販売価格については、現地市場価格を参考に協議の上、決定しております。
 2. 業務委託料については、市場価格等を勘案して協議の上、決定しております。
 3. 出向料については、出向元の規定を基礎として協議の上、決定しております。
 4. 補償金金額については、欧州の政治情勢の変化による当該子会社の想定とは異なる状況により発生した損失金額について算定し、双方協議の上、決定しております。
 5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の近親者が議決権の過半数を所有している会社	松柏合同会社	- (-)	土地の賃借	土地の賃借 (注)	10	前払費用	0

(注) 土地の賃借については、近隣の賃貸借取引の実勢価格に基づき交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	488円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	60円21銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関する会計上の見積りについて)

前事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期等について、感染の影響は少なくとも2021年度一杯まで継続すると仮定しておりました。コンタクトレンズ事業においては一定の回復が見られておりますが、事業環境は引き続き不透明な状況が続いております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は2022年度以降、少しずつ回復するものと仮定しております。また、上記に加えロシアのウクライナ進行に端を発する急速なエネルギー価格の上昇や円安の進行についても解消の目途が立っておらず、2022年度一杯は継続していくと仮定しております。このような仮定に基づいて棚卸資産の評価等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症拡大等による影響は不確定要素が多く、その後の感染拡大による営業活動の停滞やさらなるエネルギー価格の上昇、円安の進行などにより、将来の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 シード
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三辻 雅 樹
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 須山 誠 一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シードの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株 式 会 社 シ ー ド
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 辻 雅 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 須山誠一郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ・取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ・事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社シード 監査役会
常勤監査役 中山友之 ㊟
社外監査役 種房俊二 ㊟
社外監査役 二瓶ひろ子 ㊟
社外監査役 林龍太郎 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
東京都文京区湯島1丁目7番5号
TEL 03-3813-6211

交通機関のご案内

- JR 中央線・総武線「御茶ノ水駅」 聖橋口より徒歩5分
 - 東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水駅」 B1・B2出口より徒歩5分
 - 東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水駅」 1・2出口より徒歩5分
- ※ 2 出口より出られた場合には、1 出口側に通りを渡ってから矢印方向にお進みください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

